# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 1 | ここ数年、社会福祉協議会さんや各担当課の方にお願いなどに行くことがありました。お忙しいところお話を聞いていただいたりするのは本当に嬉しく思っておりますが、実際の業務内容や行政職員同士のコミュニケーションを拝見すると、「男女共に力が出せるまちづくり」になっていない場面に数多く遭遇します。まず男性職員から仕事に対する誠意をあまり感じないことが多いです。こういった計画ももちろん大事ですが、地域住民や「地元地域」に為に自ら動いている方は行政職員だけではありません。このあたりについては、きちんとした対話の機会をつくって対応していただけるようにお願いをしたく存じます。特に総合政策課さんや社会福祉協議会さんが担当してくださった「移動支援の会」では、まだまだ地域住民の方との距離があり、移住者の方々が参加しづらそうな雰囲気を感じました。最終的に「誰が」まとめて「誰が」実施するのか。そのあたりの構想がまとまっていないと、協力者はどんどん離れていくと思います。協力してくれている方がどういった思いで関りを持ってくださっているのか、行政職員の方々も大変だと思いますが<br>頭の片隅に置いていただければ幸いです。 | Ｐ３ | いただいたご意見につきましては、総合政策課および社会福祉協議会と情報共有させていただきます。 |
| 2 | 「男性の育休取得」「女性の産前産後に関するケア」に関する記載を見つけることができませんでした。行政内の業務でもテレワークやワーケーションを活用することができるような体制を検討することも重要だと感じました。佐久穂町だけではできないのであれば、隣接市町村などとの行政業務の効率化などを図るような検討も必要だと感じています。流れ作業で数年に1回計画を書き直していくような業務であれば、持続可能な行政業務ではないと考えます。 | 全体 | 本計画素案では、P5の施策の方向として「働く場における男女平等の推進」を掲げ、その施策として「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」を位置づけています。ご意見としていただいた「男性の育休取得」については、P19のNo.11「ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、男性職員の育児休業の取得促進に取り組む」に記載しています。「女性の産前産後に関するケア」については、P19のNo.16「妊産婦が安心して子育てを行うことができるように、家事代行サービス支援事業（産前産後家事支援事業）を推進する。」に記載しています。また「行政内の業務でもテレワークやワーケーションを活用することができるような体制を検討することも重要だと感じました」については、P19のNo.10「役場をワーク・ライフ・バランスのモデル事業所とし、リモートワークやフレックスタイム制を活用した柔軟な働き方ができる職場環境を推進する」事業及びP20の№27「生理休暇、不妊治療休暇、その他の休暇が取得しやすい職場環境づくりに取り組む」事業として具体的に取り組んでいく予定です。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 3 | いろんな苦労や検討を重ねて悩みながら、いろんな計画を書いていらっしゃる職員の方々もいらっしゃるかもしれません。しかし、こういった計画を町内の住民がどれだけ目を通しているのかは未知数です。おそらく読まない人の割合の方が多いのではないでしょうか？一番大切なのは、計画を書いた上でその計画を反映させた事業を検討していく、事業展開を行っていくという姿勢・発信を継続していかないと「未来」の佐久穂町に繋がらないと思います。そういった姿勢が見受けられないから地元の高校生は卒業後、県外へ出ていってしまうのではないでしょうか？（子ども達から地元の大人は認められていないと感じます。）県外へ学びに出た地元出身の子ども達が、自信を持って「佐久穂町」の良さを伝えられるような計画やまちづくりであってほしいと堂に感じています。 | 全体 | ご意見ありがとうございます。計画に基づく具体的な取り組みについては、P18の第４章「佐久穂町の具体的な取り組みに記載しております。 |
| 4 | ここ数年、長野県産業労働部や信州スタートアップステーションなどの事業で、手厚く起業・創業・事業承継のサポートをしてくれています。なかなか長野県行政の関係者が佐久穂町から南まで来るようなことはないかもしれませんが、そういった情報も町在住者に届くような連携を町行政担当課や商工会にもお願いしたく存じます。 | 全体 | P19のNo.9およびNo.12の事業は、佐久穂町創業支援等事業計画に基づき、佐久穂町商工会と連携して創業支援を実施するとともに、「働きやすさ」と「働きがい」の向上を図る取り組みとして、本計画に掲載しています。<br>商工観光係および人権政策係が佐久穂町商工会と連携し、これらの取り組みを推進してまいります。 |
| 5 | こういった計画のたたき台を作成されるときに、隣の市町村（佐久市や小海町など）やコンパクトにまとまっている印象を受ける小諸市や東御市などを参考にされてみてはいかがでしょうか？特に佐久市との連携は今後必要になってくると思います。 | 全体 | 計画案の作成にあたっては、近隣市町村の計画も参考にさせていただきました。また、男女共同参画の推進にあたっては、近隣市町村との連携も重要であると認識しております。 |
| 6 | （大変恐縮ですが、私が計画を書くならこのように書けるかなと感じました。）<br>【「多様な人材（移住者・若者・女性）が地域意思決定に参画し、暮らしのケアを多世代で支え合う持続可能な町づくりに向けて」<br>（集落（区・常会）や地域組織における意思決定への多様な参画の推進等の該当章】<br>・計画（案）における「地域・防災・意思決定の場への女性の参画推進」等に該当する章の追記<br>（伝統的な「家」単位・男性中心の意思決定構造を見直し、移住者や若者、女性が区や常会、各種委員会の役員として対等に参画できる具体的な仕組みの追記<br>（理由：中山間地域では、長年の習慣により「役員＝男性（家長）」「賄い・裏方＝女性）といった固定的な役割分担が残りやすく、新しく移住してきた方や若者・女性が意見を言いづらい風土が散見されます。長野県でも女性や若者を主役とした地域づくり（商店街振興や関係人口創出など）が進む中、佐久穂町が移住者から「選ばれる町」であり続けるためには、性別や年齢、居住年数を問わず、誰もが対等にまちづくりに参画できる寛容なコミュニティーづくりが不可欠です。 | | 計画素案の修正は行いませんが、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| | 【家事・育児・介護・移動等の「ケア・地域活動」を多世代・地域全体でシェアする仕組み（計画（案）における「ワーク・ライフ・バランスの推進」「子育て・介護支援」等の該当章）】<br>・家庭内や特定の世代（女性など）に偏りがちなケア労働や地域活動（通院・買い物・中学生部活動送迎などの移動支援）について、福祉（社会福祉協議会など）・教育・ボランティア・高校生が連携して「多世代・地域全体でシェアできる相乗りデマンド交通（案）」の取り組みの実践<br>→「理由・背景」高齢化や核家族化、部活動の地域展開などが進む中、移動支援や子育て・介護の負担が特定の家族や女性に集中すると、参画や就労の機会が失われてしまいます。佐久穂町で始まっていくであろう移動支援の会や、高校生・大学生の地域参画の動きを男女共同参画の基盤（多世代共生）として位置づけることで、性別を問わずだれもが働き、活躍できる生活環境が整えることを目指します。<br>【女性や若者、移住者の「挑戦・起業・スポーツ・健康づくり」支援する環境整備（計画案における「就労・起業支援」「農林業・商工観光における参画」等の該当章】<br>女性や若者、移住者が地域の新たな魅力を創出・挑戦する際、町の各種補助金（大学生等支援事業など）や県の制度と連動した「挑戦の受け皿・中間支援」の記載<br>→「理由・背景」男女共同参画は単なる「権利の平等」にとどまらず、多様な発想で新しい産業やコミュニティーを生み出すイノベーションの源泉です。移住者や若者が「この町で新しい挑戦ができる」と感じられる環境をつくっていくことは、地域の活性化と過疎対策の解決の一助になる可能性があります。<br><br>【定性的評価（参加者の納得感や対話の場）を重視した進捗管理（計画案における「計画の推進・評価体制」等の該当章】<br>役員比率などの数値目標（定量指標）だけでなく、「町民や移住者が意見を言いやすい環境だと感じているか」といった定性的な評価や、定期的に町民・若者・行政が対話できるタウンミーティング・座談会の実施を計画に反映する→数字合わせの役員登用にとどまらず、現場での「対話」と「信頼関係」を築くプロセスこそが、田舎文化のしなやかな変革につながっていく。 | | |
| 7 | 「佐久穂町総合計画」と併走して扱われることをのぞみます。 | 全体 | 「佐久穂町総合計画」と「佐久穂町男女共同参画計画」は相互に関連する計画であることから、「佐久穂町総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画計画を策定してまいります。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 8 | 第4章　2　「誰もが活躍できる環境づくり及びワークバランスの実現」について<br>肉体的にやはり、女性には重労働は難しいことがあります。重機などが扱えるよう資格修得の補助があれば、選べる職種も広がり、企業側にも人材確保の利点があると思います。 | P19 | 個人の資格取得に対する補助事業となることが想定されるため、町民のニーズを十分に把握しながら、補助の必要性や公平性などを踏まえ、慎重に検討してまいります。 |
| 9 | 「妊婦教室」という名称を、たとえば「出産家庭のための教室」など、男性やその他実際に育児にかかわる家族も、参加しやすい名称にしてはどうでしょうか。<br>出産・育児の入り口から、夫婦が同じ知識や情報を共有できると思いますし、母親だけに子育ての負担が集中しないようになるのではないでしょうか。 | P19 | 以前は「妊婦教室」と「両親学級」の両方を実施しておりました。「両親学級」につきましては、土曜日の開催にもかかわらず参加人数が少ない状況が続いていたため、現在は「妊婦教室」のみを実施しております。名称変更については、健康福祉課にて検討させていただく予定です。 |
| 10 | 区会や常会などの自治会の定例会に、婦人会代表も常時出席するように明記して、女性が意見を言える公の場を増やしてほしいと思います。 | P21 | 区や常会などの自治会は、一定の区域に居住する町民が、より良い地域社会の形成や安全・安心な暮らしの実現に向けて、自主的に結成・運営する任意の地域団体であると認識しています。<br>区会や常会の規約等に婦人会の代表者が常時出席する旨を定めることについては、それぞれの団体の自主性を尊重し、各区会・常会において判断されるものと考えます。<br>町としては、地域活動における男女共同参画を推進するため、女性リーダーの積極的な登用に向けた啓発活動に取り組んでまいります。 |
| 11 | 離婚後子どもを三人成人させた今、「男女共同参画」という言葉には、正直違和感があります。でも、人口減少や生産世代の変化に対応する意味でも、封建的な歴史を払拭する具体的な行動と、単なる言葉の言い換えにとどまらず、社会全体の意識や実質的な仕組みそのものを変革していく、覚悟が重要だと考えています。<br>将来的にはこのような計画がなくなり、性別にかかわらず、弱い立場の人や心細いおもいを抱えている人に、寄り添ってくれる町になってほしいです。そのためにも、この計画が実効性のあるものになり、しっかりと周知されることを願います。 | 全体 | 今回策定した男女共同参画計画に掲げる具体的な取り組みについては、着実な実施に努めるとともに、男女共同参画に関する理解が深まるよう、町民への周知・啓発を図ってまいります。 |
| 12 | ３　計画期間：期間を令和９年４月から令和１４年３月とする。<br>・第２次計画は、令和３年度を初年度、７年度を目標年度としている。<br>・総合計画の年度に合わせる。<br>・役場各課各係が担当するので、年度主義が都合よい。 | Ｐ３ | 計画期間の設定については、佐久穂町男女共同参画計画策定委員会で審議され、令和９年１月（2027年１月）から令和13年12月までとする提案をいただいております。この期間設定の理由としては、計画策定後、可能な限り早期に取り組みを開始することが望ましいという意見があったためです。<br>「佐久穂町総合計画」と「佐久穂町男女共同参画計画」は相互に関連するものであり、連携を図りながら推進していくものですが、計画期間を「佐久穂町総合計画」の計画期間に合わせることは考えておりません。<br>一方、「役場各課各係が担当するので、年度主義が都合よい」とのご意見については、行政における事業の進捗管理や予算管理の観点からも、年度単位で管理することには合理性があると考えます。<br>ご意見踏まえ、計画期間の終期を年度末に変更し、「令和９年１月から令和13年12月までの５年間」を「令和９年１月から令和14年３月までの５年３か月」に修正します。<br>これにより、計画の開始時期は佐久穂町男女共同参画計画策定委員会の意見を尊重し、当初の予定どおりとしながら、年度単位での比較・検証がしやすい計画期間とします。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 13 | 3　計画の期間<br>「・・・新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、・・・」<br>を「・・・計画に変更の必要が生じた場合は、・・・」とする。<br>・新たに盛り込む場合だけではなく、削除、変更の場合も考えられるから。 | P3 | ご意見を踏まえ、「・・・計画に変更の必要が生じた場合は、・・・」との文言に修正します。 |
| 14 | 4　基本理念及び基本目標<br>・第２次計画から表現を変えた理由を補足すべきではないか。 | P4 | 第２次佐久穂町男女共同参画計画では、主に文章によって内容を示しておりましたが、今回の計画案の作成にあたっては、近隣市町村の計画も参考にしながら、より読みやすく、分かりやすい表現となるよう見直しを行いました。<br>表現の変更は、計画の内容をより分かりやすく伝えることを目的としたものであるため、表現の変更理由についての補足は行わないこととします。<br>また、基本理念及び基本目標の表現を第２次計画から変更した理由は、以下のとおりです。<br>第２次計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画として位置づけておりました。一方、第３次計画は、男女共同参画社会基本法に加え、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）に基づく計画として位置づけております。<br>こうした関係法令の追加や、他市町村の計画も参考にしながら、第３次計画の内容に沿った、より読みやすく分かりやすい表現となるよう、基本理念及び基本目標を見直しましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 15 | 4　基本理念及び基本目標<br>・基本理念は、県の第６次計画に合わせて文章整理することも考えられたい。<br>長野県 基本テーマ「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し 暮らしやすい社会づくり」<br>提案文書「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすい まちづくり」 | P4 | 男女共同参画社会基本法第14条第３項では、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案し、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。<br>「勘案」とは、複数の要素を総合的に考慮し、判断することと解釈しています。<br>本町では、国及び長野県の計画を踏まえるとともに、佐久穂町の歴史や地域特性、地域の実情などを総合的に考慮した上で、本計画の基本理念を定めています。 |
| 16 | 施策体系<br>基本目標の３点がＰ４の基本方針と整合がとれていないので、いずれかに統一すること。 | P4<br>P5 | Ｐ4の「基本方針」という文言を「基本目標」に修正します。 |
| 17 | Ｐ１８～ 事業名がＰ５の「施策」になっている。具体的な事業名にすべき。<br>※事業計画は別紙のとおり提案します。 | P18 | Ｐ18以降の表について、表題の「事業名」を「施策」に、「事業の内容」を「施策の内容」に修正します。<br>なお、ご提出いただいた別紙「事業計画」に基づく計画素案の修正は行いませんが、いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 18 | ◆数値目標が設定されていない。可能なものについては数値及び具体的な目標を設定すべき。（県や他自治体のものを参考に） | 全体 | 男女平等に対する意識や、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込みなどは、目に見えにくく、短期間での変化を数値で測定することが難しいと考えております。また、男女別の統計や地域の実態を把握するためのデータも十分ではないことから、客観的な根拠に基づく目標値の設定が難しい状況です。<br>ご意見のあった県や他自治体の事例を参考にすることは可能ですが、人口構成や産業構造、事業所数など、それぞれの地域の特性が異なるため、他自治体の数値をそのまま本町の目標値として採用することは難しいと考えております。<br>また、数値目標の達成を優先するあまり、数値を上げること自体が目的化し、施策本来の目的である「性別にかかわりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できるまち」の実現につながらなくなることも懸念されます。<br>このため、数値目標の設定が難しい場合であっても、P10～11に掲載している指標に加え、今後もアンケート調査の結果などを活用しながら、男女共同参画に関する意識や実態の変化を継続的に把握し、施策の推進に生かしていきたいと考えております。 |
| 19 | ◆推進体制を明確にすること。どのように目標達成を目指すのか。<br>いつまでに、何を、どれだけという進行管理が必要。<br>毎年度末、計画の見直しを行い、測定可能な数値等は公表し、町民と情報共有する こと） | 全体 | 推進体制の整備、国・県など関係機関との連携、および情報収集等の充実についての推進体制を追加します。 |
| 20 | 「3 計画の期間」<br>・第1次、第2次計画は年度で区切っているのに対し、今回は1月に始まり12月に終わる年単位と している のはなぜか。 | P３ | 男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村は、国や都道府県の男女共同参画基本計画を勘案し、地域の実情に応じた男女共同参画計画を策定するよう努めることとされています。<br>国では、令和8年3月13日に第6次男女共同参画基本計画が閣議決定され、長野県でも、同年3月に第6次長野県男女共同参画計画が策定されました。<br>今回の第３次佐久穂町男女共同参画計画は、こうした国や県の最新の計画内容を踏まえて策定したことに加え、策定に要する期間などを考慮した結果、令和9年1月からの開始となりました。<br>今後の計画期間については、国や県の計画の策定状況を踏まえ、内容を十分に反映できるよう、策定に必要な期間を確保したうえで設定していきたいと考えております。 |
| 21 | P.10からの「計画の進捗状況」のような形で過去からの進捗を確認する際に年単位と年度単位 で集計期間が異なると比較がしづらくなる項目があるので、年度に揃えた方が良いと思われる。 | P３<br>P10 | ご指摘のとおり、計画の進捗状況を過去の実績と比較・検証するに当たっては、集計期間を年度単位に揃えることが望ましいと考えます。<br>このため、年度単位での進捗管理ができるよう、計画期間の終期を年度末に変更し、「令和９年１月から令和13年12月までの５年間」を「令和９年１月から令和14年３月までの５年３か月」に修正します。<br>これにより、計画の開始時期は当初の予定どおりとしつつ、年度単位での比較・検証がしやすい計画期間とします。 |
| 22 | 「～新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、～」を「～計画に変更の必要が生じた場 合は、～」とする(新たに盛り込むだけでなく、変更するケースにも対応できるように)。 | P３ | ご意見を踏まえ、「～計画に変更の必要が生じた場合は、～」に文言を修正します。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 23 | 6　施策体系<br>表のタイトル行「基本目標」をP.4の用語に揃えて「基本方針」とする。 | P4<br>P5 | Ｐ4の「基本方針」という文言を「基本目標」に修正します。 |
| 24 | 「多峰性の尊重と理解の浸透」の施策に、性の多様性への理解促進や性的マイノリティの人権 尊重に関する内容を追加してほしい。<br>※参考として、「第6次長野県男女共同参画計画」重点目標3 ②課題解決のための施策 b.多 様な価値観やライフスタイルの尊重 内の記述を以下に引用<br>7.性の多様性に配慮した取組事例の周知等により企業や労働者の理解促進を図るとと もに、地域や学校等においても差別・偏見のない環境づくりを推進します。<br>8.多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見 の 解消を図り、多様性が尊重される環境づくりを進めます。<br>9.当事者が抱える困難や生きづらさを解消するため、男女の性別二元論を前提とした 身近な制度や慣行等の見直し、相談支援体制の整備などに取り組みます。 | P5 | ご意見を踏まえ、「性の多様性と性的マイノリティの人権に関する理解促進」を新たな施策として追加します。<br>これに伴い、P18「第４章　佐久穂町の具体的な取り組み」の表に、当該施策に対応する「施策の内容」として、次のとおり追加します。<br>施策の内容<br>「性の多様性について正しい理解と認識を深め、誰もがお互いの多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会の実現に向けた啓発活動を実施する。」<br>担当係： 人権政策係、生涯学習係<br>担当課： 住民税務課、生涯学習課 |
| 25 | 2　就業の状況<br>昨今は全国的にもM字カーブが解消されつつあり、子育て期以降の女性の正規雇用率が下がる L字カーブが問題視されているので、佐久穂町においても正規雇用率やフルタイム就労の状況に 注目して対応してほしい(P.12で雇用形態の男女差が示されているが、女性の年齢層別の状況 を示してほしい)。 | P9<br>P12 | 正規雇用率やフルタイム就労の状況に着目することは、男女共同参画を推進するうえで重要な視点であると考えております。<br>雇用形態について女性の年齢別の状況を示すグラフを掲載します。 |
| 26 | 3　第2次佐久穂町男女共同参画計画の進捗状況<br>掲載されている内容をどう評価しているのかも合わせて記載すべき。例えば「暴力を受けた方に 対する支援件数」がいずれの年度も１件であることは、増えておらず良かったと捉える人もいれば、本当は必要な人に窓口の情報等が届いていないと考える人もいる。他の数値もそれが妥当 なのか、より高い目標に向けて対策強化すべきと考えているのかが分からない。第４章の内容の 根拠となる部分なので、明らかにすべき。 | P10 | ご意見を踏まえ、第２次佐久穂町男女共同参画計画の進捗状況に関する考察を掲載します。 |
| 27 | 「1 固定的な性別役割分担に～」の番号７「外国人町民等のための日本語教室を実施する。」が なぜ男女共同参画のための施策となるのか不明(実施すること自体は賛成だが、この計画に盛 り込むべきか疑問)。 | P18 | 日本語教室の実施は、外国人町民等の日本語によるコミュニケーションを支援するだけでなく、地域社会への参加を促し、相互理解を深めることにもつながると考えています。性別や国籍にかかわらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる環境づくりは、男女共同参画社会の実現においても重要であることから、本計画に位置付けています。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 28 | 「2 誰もが活躍できる～」の番号17「1か月、4か月、7か月、10か月、1歳6か 月、3歳、5歳の乳 幼児健康診断を無料で実施する。」がなぜ男女共同参画のための施策となるのか不明(実施すること自体は賛成だが、この計画に盛り込むべきか疑問)。 | P19 | 番号17「1か月、4か月、7か月、10か月、1歳6か月、3歳及び5歳の乳幼児健康診査を無料で実施する。」については、「子育て支援の充実」に位置付ける施策です。<br>男女共同参画計画に本施策を盛り込んだ理由は、子育てを主に女性の役割とする固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女がともに子育てに関わることのできる環境づくりを進めるためです。乳幼児健康診査を通じて子どもの健康を支え、子育てに関する支援を充実させることは、男女がともに子育ての責任を担い、仕事と家庭生活、地域活動などを両立できる社会の実現につながるものと考えています。 |
| 29 | 「2 誰もが活躍できる～」の番号18「妊婦教室を通じて～」の内容は妊婦だけでなく父親となる 男性も対象とすべき。もし対象としているなら「プレパパ・ママ教室」など男女両方を対象としてい ることが分かりやすい名称にすべき。 | P19 | 以前は「妊婦教室」と「両親学級」の両方を実施しておりました。「両親学級」につきましては、土曜日の開催にもかかわらず参加人数が少ない状況が続いていたため、現在は「妊婦教室」のみを実施しております。名称変更については、健康福祉課にて検討させていただく予定です。 |
| 30 | 「2 誰もが活躍できる～」の番号19「障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期 から一貫した療育や相談ができる支援体制を充実させる。」、番号20「高齢者の介護や健康・福 祉に関する総合的な窓口相談として、地域包括支援センターの充実を図る。」については、障が いを持つ子どものケアや高齢者の介護を担うのが女性に偏りがちな状況を是正するための男性 への働きかけや、障がいを持つ子どもを持つ従業員や介護を担う従業員に対する企業の理解と 支援体制を促進することなども施策に盛り込んでほしい。 | P20 | 番号19及び20の事業は、現在、町が実施している事業です。<br>また、ご意見のありました「企業の理解と支援体制の促進」については、番号12の「佐久穂町商工会と連携し、『働きやすさ』と『働きがい』の両方を向上させる取り組みを推進する」施策に含まれるものと考えています。 |
| 31 | 「2 誰もが活躍できる～」の番号35「女性職員を管理職へ登用するための準備として若手・中堅 女性職員を対象とした研修会を実施する。」に加え、女性の登用や活躍の妨げになるアンコン シャスバイアスを払拭したり、多様な人材をマネジメントするために必要なスキルを身につけるた めの研修等を、管理職を対象に行ってほしい。 | P21 | いただいたご意見は、総務課へ情報共有させていただきます。 |
| 32 | 「2 誰もが活躍できる～」の「働く場における男女平等の推進」や「仕事と家庭生活が両立可能 な環境整備」を目指す施策(番号10、11、21～27、31～35、38)が町役場職員向けの対策に偏っ ている。佐久穂町商工会と連携して企業に働きかける施策も盛り込まれてはいるが、内容を具体化させてほしい。<br>また、町役場職員向けの内容なのか、それ以外の町民(企業・団体)も対象とした施策なのかが 分かりやすい形で記載してほしい。 | P19<br>P20<br>P21<br>P22 | 「役場職員向けの対策に偏っている。」とのご意見については、番号10に「役場をワーク・ライフ・バランスのモデル事業所とし、リモートワークやフレックスタイム制を活用した柔軟な働き方ができる職場環境を推進する。」ことを掲げています。<br>町が率先して男女共同参画の取り組みを実践するとともに、その取り組みを町内の事業所や地域社会全体へ広げていくことを目指しています。<br>また、役場職員を対象とした施策と、町内の企業・団体等も対象とした施策の区分が分かりやすくなるよう、計画への記載を工夫します。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 33 | 「2 誰もが活躍できる～」の「生涯を通じた健康づくり支援」（番号45～49)がなぜ男女共同参画 のための施策となるのか不明(実施すること自体は賛成だが、この計画に盛り込むべきか疑 問)。 | P22 | 「生涯を通じた健康づくり支援」を掲げた理由は、男女が互いの身体的な特徴や健康上の課題について理解を深め、性別や年齢にかかわらず、生涯にわたって心身ともに健康で、自分らしく暮らせる社会の実現を目指すためです。<br>本計画は、佐久穂町総合計画との整合性を図りながら策定しており、町が目指すまちづくりの方向性を踏まえ、関連する施策を総合的に位置付けています。<br>健康づくりについても、健康診断や健康相談などの充実に加え、男女それぞれの身体的な特徴や、ライフステージに応じた健康上の課題に配慮した支援を進めることが重要であると考えています。こうした取り組みは、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現につながることから、男女共同参画を推進するための施策として位置付けています。<br>また、今回の第３次佐久穂町男女共同参画計画は、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく女性活躍推進計画の一部としても位置付けています。同法の趣旨を踏まえ、女性の健康上の特性にも配慮し、女性が自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする際に、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることも重要であると考えています。 |
| 34 | 第1次、第2次計画では佐久穂町男女共同参画計画策定委員会が組織され審議していることが 明記され、委員の名簿も掲載されているが、今回の計画では策定、審議のプロセスや体制が明 らかでない(町民意識調査を実施し、その結果を反映しているとの記載は確認)。<br>計画策定の段階で住民を参加させることは、多様な意見や当事者のニーズを反映するという意 味でも策定の透明性を高めるという意味でも重要なことであるので、今回の計画を策定した体制 やプロセス、その理由について明らかにしてほしい。 | 全体 | 第３次佐久穂町男女共同参画計画策定委員会の委員名簿、策定のプロセスについては、計画に掲載します。 |
| 35 | 推進体制と計画の進行管理(施策の効果を検証し、点検・評価する方法とスケジュール)も明記 すべき。 | 全体 | 推進体制の整備、国・県など関係機関との連携、および情報収集等の充実についての推進体制を追加します。<br>また、計画の進行管理は重要であると認識しており、各施策については、それぞれの担当係が主体となり、施策の内容や実施時期に応じて、責任を持って取り組みを推進してまいります。 |
| 36 | 「第3章 佐久穂町の現状と課題　3 第2次佐久穂町男女共同参画計画の進捗状況」<br>・大きく数値の変動があった背景には何があったのか。全国的な変化なのか町の施策による効果なのか、考察や検証を行うべきである。 | P10<br>P11 | ご意見を踏まえ、第２次佐久穂町男女共同参画計画の進捗状況の考察を掲載をします。 |

# 佐久穂町男女共同参画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方

| No | ご意見 | 該当ページ | 意見に対する町の考え方 |
|---|---|---|---|
| 37 | ・進捗状況というからには目標としている数値を明確化し、目標達成のために施策を現状維持していくのか、アプローチを変えていくのかといった今後の方針まで示すべきである。 | P10<br>P11 | 男女平等に対する意識や、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込みなどは、目に見えにくく、短期間での変化を把握・測定することが難しいと考えております。また、男女別の統計や地域の実態を示すデータも十分ではないことから、根拠に基づいた数値目標を設定することが難しい状況です。<br>そのため、数値目標の設定が難しい指標についても、P10～11に掲載しているアンケート調査の結果などを活用し、町民の意識や社会の状況の変化を継続的に把握するとともに、各施策の進捗状況や取り組みの効果を確認してまいります。また、その結果を踏まえ、今後の取組方針についても検討し、より実効性のある男女共同参画の推進につなげていきたいと考えております。 |
| 38 | 「第3章 佐久穂町の現状と課題　4 町民意識調査から見る本町の男女共同参画状況」<br>・意識調査結果の項目ごとに、P18以降の「第4章　佐久穂町の具体的な取り組み」に挙げられている主要な施策のうちどれが対応しているのか明記し、具体的な方針を明確にするべきである。 | P12～17 | 意識調査の項目については、それぞれが「主要な施策」のどれに対応しているのかを明確に示すことは難しいと考えております。<br>また、「具体的な方針を明記すべきである」とのご意見につきましては、P18以降の各施策の内容において、可能な限り具体的に記載するよう努めております。 |